

第 2 1 号議案

令和 6 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

令和 6 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和 6 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 3 5 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0, 7 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	20,972	△3,259	17,713
	1 一般会計繰入金	20,972	△3,259	17,713
4	繰越金	123	1,903	2,026
	1 繰越金	123	1,903	2,026
歳 入 合 計		52,120	△1,356	50,764

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	35,609	△2,063	33,546
	1 施設管理費	35,161	△2,063	33,098
2	医業費	16,011	707	16,718
	1 医業費	16,011	707	16,718
歳 出 合 計		52,120	△1,356	50,764

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

[illegible]

[illegible]

- 7 -

2	歳入	
3	款 繰入金	△3,259千円
1	項 一般会計繰入金	△3,259千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 20,972	千円 △3,259	千円 17,713
計	20,972	△3,259	17,713

4	款 繰越金	1,903千円
1	項 繰越金	1,903千円

1 繰越金	123	1,903	2,026
計	123	1,903	2,026

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 △3,259	一般会計繰入金 千円 △3,259

1 繰越金	1,903	前年度繰越金 1,903

3	歳	出	
1	款	総務費	△2,063千円
	1	項	施設管理費
			△2,063千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 35,161	千円 △2,063	千円 33,098	千円	千円	千円	千円 △2,063
計	35,161	△2,063	33,098	0	0	0	△2,063

2	款	医業費	707千円
	1	項	医業費
			707千円

2 医療用衛生材料費	7,200	563	7,763				563
3 薬務費	476	144	620				144
計	16,011	707	16,718	0	0	0	707

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 △1,059	千円 パートタイム会計年度任用職員（月額） △1,059
3 職員手当等	△967	期末手当（パートタイム会計年度任用職員 月額） △527 勤勉手当（パートタイム会計年度任用職員 月額） △440
10 需用費	11	光熱水費 11
18 負担金補助及び交付金	△750	新宮町地域おこし協力隊活動支援事業費補助金 △750
22 償還金利子及び割引料	702	へき地診療所運営費補助金返還金 702

10 需用費	563	医薬材料費 563
12 委託料	144	血液検査等委託料 144